

九度山町自動通話録音機貸与申込書

九度山町長 様

申 込 者	住 所	〒 -
	氏 名	印
	電話番号	(固定) - - (携帯) - -
	利用者と続柄	本人 ・ 子 ・ その他 ()
利 用 者	住 所	〒 - 九度山町
	氏 名	印
	生年月日	大正 年 月 日 (歳) 昭和
	機器を接続する 電話機の番号	(固定) - -

自動通話録音機を利用したいので、九度山町自動通話録音機貸与事業実施要綱の規定により申し込みます。申込みにあたり、①裏面の「自動通話録音機貸与期間中の利用に伴う誓約事項」について、②「県」、「県が機器を購入する業者」に申込書表面の情報を提供することについて、③貸与の対象要件確認のため、住民登録について町長が調査することについて、全て同意します。

(1) 利用者と同居している者 【同居している者がいない場合、(2)のみ記入】

氏 名	続 柄	年 齢	勤務等の状況（平日の日中の状況を記載）

(2) 利用者の近況を確認できる者の連絡先又は緊急連絡先
【(1)の記載がなく、申請者と利用者が同じ場合に記入】

氏 名	利用者との関係	住 所	電話番号
			- -
			- -

(3) 自動通話録音機の受取方法について、該当するものに☑してください。

- 窓口にて受け取る
- 自宅に配送する

※九度山町処理欄（以下は記入しないでください）

受付 No.	管理 No.	備 考

(裏面)

自動通話録音機貸与期間中の利用に伴う誓約事項

- 1 自動通話録音機（以下、「機器」という。）は、私自身の責任において大切に使用します。
- 2 機器を、貸与事業に反して使用、転貸、譲渡、売却又は担保に供しません。
- 3 機器が故障、破損又は紛失したときは、速やかに九度山町へ届け出ます。
- 4 この申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに九度山町へ届け出ます。
- 5 万一、私の故意又は過失等製品保証書にある有償修理の対象となる事由によって機器を破損、紛失したときは、実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
- 6 貸与の要件に該当しなくなったときや機器を利用しなくなったとき、又は虚偽若しくは不正の手段により貸与を受けたときは、速やかに機器を九度山町に返還します。
- 7 機器の効果測定のためのアンケート調査に協力します。